

審議テーマの選定に向けた資料

1. 第 1 回会議において提起された主な課題と導き出すことのできるテーマ案

主なテーマ	主な課題
・必要な支援やサービスを利用しつつ、一人ひとりの保護者が主体的に、のびのびと子育てや子どもと向き合う（子どもの思いに応答する）ことのできる環境づくりやサポート ・妊娠期～出産、乳・幼児期、学童期、思春期、青年期、若者期における、支援の手薄な時期への対応（新たな制度や伴走型の支援者等の必要） ・地域の中で孤立していて支援が届きづらかったり、支援の狭間で苦しんでいた人に対して、必要な支援を創出したり、どう支援を届けていくのか ・高校生や若者（≡子どもを産み育てたり、育児に携わっていない若者）にとってどのような支援が求められており、それをどう創出するとよいのか ・子どもの意見表明権（参加と自己決定）の保障をととして、子どもの自己肯定感や育ちを支えたり、当事者の視点に立った支援に再編成していくには（評価・検証の工夫とも関わる）	・保育や子育てのさまざまな施策やサービスにより保護者の負担軽減につながっているが、一方で子育ての外注化が進むことへの危惧もある ・正しい離乳食や言葉遣い、子どもとの関わり方などに捕らわれ、プレッシャーを抱えている保護者に対して、どのようにすれば過度な不安を抱えず、のびのび子育てできるようになるか ・子育てを楽しく行うことのできていない家庭や、家庭における子育ての差にどう向き合うとよいか ・支援の届きにくい層や既存の支援制度の隙間からこぼれていく人々の声をどう拾いあげることができるか ・事業の縦割り、連携の弱さが認められる ・支援を利用する時にハードルの高さを感じる人々がいる ・制度の認知度をどう高めていくか ・外国にルーツをもつ方の増加等を踏まえ、子どもたちの選択肢をどう広げ、後押ししていくか ・出産前から出産後への継続的な（切れ目のない）両親教室の必要性 ・親子双方への養育支援 ・課題を抱えた家庭への個別的対応 ・地域によって、児童館や居場所への通いやすさに差が生じていることへの対応 ・高校生等になると支援が薄くなり、不登校や社会とのつながりに課題が生じてくる ・息苦しさを感じている中高生に対する居場所等の整備の必要性 ・子どもの意見表明を進めていき、意見の反映による子どもの自己肯定感の向上を支えていく必要 ・評価検証の工夫による事業の質向上への取組み。事業の実施状況の報告に加え、子どもや若者など当事者の変化や課題解決という視点からの評価。

→今期 2 つくらいテーマに絞り、話し合い等（必要に応じてヒアリングや見学）を通して何らかの提案？

2. 「こども基本法」制定（令和4年）とそれに伴う自治体の課題について

（1）こども基本法に規定されたこども等の意見反映規定

【こども基本法（抜粋）】

（基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

3 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

4 全ての子どもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（2）上記基盤の「子どもの権利条約」（1994年日本批准）や国連子どもの権利委員会の考え方

【子どもの権利条約（抜粋）】

（意見表明権）

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

1 States Parties shall assure to the child who is capable of forming his or her own views the right to express those views freely in all matters affecting the child, the views of the child being given due weight in accordance with the age and maturity of the child.

（注）子どもの権利条約では、意見について Views という用語が使われている

⇒見て感じたことを意味しており、見解、見方、考え、意見、意向、思い・感じ、見通しなどの広い意味合いを含む

国連・子どもの権利委員会一般的意見12号（2009年）「意見を聴かれる子どもの権利」（日本語訳平野裕二）

●第12条では子どもの意見表明権に何らの年齢制限も課されていない。調査研究の結果、子どもは、たとえ言語で自らを表現できない時期であっても、もっとも若い年齢のころから意見をまとめられることがわかっている。12条を全面的に実施するためには、遊び、身振り、表情およびお絵描きを含む非言語的コミュニケーション形態を認識しかつ尊重することが必要である。非常に幼い子どもたちも、このような手段を通じて理解、選択、好みを明らかにする。（一般的意見12号パラ21）

●子どもがもっとも若い年齢から自由に意見を表明でき、かつそれを真剣に受けとめてもらえる家庭は重要なモデルであり（中略）子どもが意見を聴かれる権利を行使するための準備の場である。子育てに対するこのようなアプローチは、個人の発達を促進し、家族関係を強化し、かつ子どもの社会化

を支援するうえで役に立つとともに、家庭におけるあらゆる形態の暴力に対して予防的役割を果たす（一般的意見 12 号パラ 90）。

●締約国は、親、保護者および保育者に対し、子どもに関わるあらゆる事柄について子どもたちの声に耳を傾け、かつその意見を正当に重視するよう、立法および政策を通じて奨励するべきである。親に対しては、社会のあらゆるレベルで自由に自己の意見を表明し、その意見を正当に考慮される権利の実現に関して子どもたちを支援することが望ましいという助言も与えられるべきである（一般的意見 12 号パラ 92）。

3. 上記を踏まえた、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」（令和 3 年）と子ども・若者・子育て「総合計画」（⇔子ども・子育て支援事業計画）

「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」

（基本理念）

第 3 条（3） 子ども・若者による意見の表明及びまちづくりへの参画の機会が保障されること。

（まちづくりへの参画・活躍のための環境づくり）

第 8 条

1 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者を社会の一員として尊重し、意見の表明及びまちづくりへの参画に向けた環境及び機会の充実に努めるものとします。

●『多摩市子ども・若者・子育てプラン』→子育て支援に関する、限られた「子ども・子育て支援事業計画」のみならず、それらを包含した『総合計画』として策定し、施策や事業の実施に取り組んでいる。

4. 「子どもの意見表明権」の保障をめぐる論点について

（1）子どもの意見表明（乳幼児期～青年期、若者期）を実現するための多様なレベル

意見を聴くレベル	意見を聴く目的	意見を聴く人や場面（多摩市の例）
1. 政策・計画レベル	・ 実効性のある政策や計画づくり と評価・検証	・ ・
2. 事業・活動レベル	・ 子どもや若者の視点に立った事業・活動づくりと質的向上	・ ・
3. 援助・救済レベル	・ 一人ひとりの子どもや若者の思いを尊重した課題解決	・ ・
4. 日常生活のレベル （家庭を含む）	・ 子どもや若者が主体的に自分らしく生きていくこと	・ ・

(2) 子どもの意見形成・表明・反映のサイクル

